

平成30年11月定例会 総務委員会（事前）

平成30年11月27日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分_の報告について
- 報告第5号 損害賠償（警察施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分_の報告について
- 報告第6号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分_の報告について

【報告事項】

なし

鈴木警察本部長

私からは、現在までの主要施策の推進状況等について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

刑法犯の認知件数は、本年10月末現在2,598件であり、前年同期と比較して474件、率にして約15.4%減少しております。一方で、人身の安全を早急に確保する必要のある事案の認知件数は、ストーカー事案が141件、児童虐待事案が285件、DV事案が372件であり、いずれも高水準で推移しております。

こうした情勢の中、ストーカー事案に対する被害防止対策を強化するため、官学連携による取組として、現在、徳島文理大学とストーカー行為等に関する調査研究の協定を締結し、大学生など約1,000人を対象として、ストーカー被害の実態調査・研究を行っているところであり、今月末にも、その結果を公表する予定であります。

また、児童虐待事案に対しましても、先月、児童相談所や市町村との合同研修会を開催し、援助要請に基づく立入調査や臨検・捜索の事例を設定した訓練や意見交換を行うなど、関係機関との更なる連携強化を図っております。

児童や女性が被害に遭う事案は、事態が急展開して重大事案に発展する危険性があることから、被害者の安全確保を最優先に、認知段階から部門横断的な対応を徹底してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

殺人、強盗などの重要犯罪は、本年10月末現在、認知件数40件、検挙件数32件、検挙率80%であります。

先月以降、徳島市鮎喰町や鳴門市大津町で発生した殺人事件のほか、徳島市津田本町や南沖洲で発生した強盗事件をそれぞれ事件発生後、早期に被疑者を検挙いたしました。

また、知能犯罪についても、みよし広域連合事務局課長補佐による業務上横領事件、阿南市農業委員会委員らによる農地転用許可をめぐる贈収賄事件などを検挙しております。

年末年始は、金融機関を狙った強盗事件などの発生が懸念されることから、防犯パトロールや街頭活動の強化など、地域の実情に応じた効果的な特別警戒活動を実施するほか、関係機関・団体等と連携した地域安全活動を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止であります。

交通事故の死者数は、昨日現在25人、前年同期と比較してマイナス5人です。これら死亡事故を分析しますと、死者数の約6割が高齢者であること、夜間事故が約6割を占めていることなどの特徴があります。

12月10日からは、自治体や関係団体と連携し、年末年始の交通安全県民運動が実施されますが、期間中は幹線道路における飲酒検問など、悪質・危険な違反に対する取締りの強化をはじめ、早めのライト点灯やハイビームの活用など効果的な広報啓発により、県民一人一人の安全意識を高め、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への徹底対処であります。

自然災害による被害が年々深刻化する中、今年も相次いで台風が上陸し、県民生活にも大きな影響を及ぼすなど、災害警備の重要性を再認識したところであります。

県警察では、これまでに発生した災害対策における反省や教訓を踏まえ、自衛隊や消防等と連携した訓練を継続的に実施し、初動体制の確立、対処能力の向上に努めております。

また、来年にはG20大阪サミットやラグビーワールドカップの開催が予定されており、その後には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、国際的にも注目度の高い行事が控えております。

このような中、全国警察が一体となってテロの未然防止など、治安対策に関する各種施策を推進しているところであり、先般、県内の関係機関・団体、民間事業者等38団体で構成するテロ対策ネットワーク徳島を設立いたしました。

諸外国においては、不特定多数の者が集まる大規模な集客施設がテロの標的となっており、このネットワークが正に本県のテロ対策のプラットフォームとして、危機意識を共有し未然防止に向けた取組が進められるものと期待しております。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

安全・安心を誇れる徳島県の実現に向けては、警察組織が県民から信頼され力強いものでなくてはなりません。そのためにも、将来を見据え優秀な人材を確保することが何より重要であります。

現在、採用試験を実施中ではありますが、警察官としてふさわしい能力と適性を備えた優秀な人材の確保に努めてまいります。

また、今年度予算で阿南市内の三つの駐在所を統合の上、整備を進めておりました「とみおか交番」については、12月1日に運用を開始することとしております。

交番は、24時間体制で警察官が常駐の上、事件・事故等に対応するなど、正に地域における安全・安心の拠点であり、更なる住民サービスの向上に資するものと期待しております。

以上、県警察が取り組む、主要施策の推進状況について、御説明いたしました。

引き続き、委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡崎首席監察官

私からは、交通事故3件、捜査活動に伴う物損事故1件について、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

お手元の総務委員会説明資料の1ページを御覧ください。

1件目は、平成30年8月5日、徳島板野警察署員の運転するパトカーが市道から駐車場に向けて後退したところ、駐車していた相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を15万3,500円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成30年8月10日、徳島中央警察署員の運転する交通事故処理車が市道から駐車場に向けて後退したところ、車体上部を相手方建物の雨どいに衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を47,520円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成30年9月21日、徳島中央警察署員の運転する二輪車が国道を走行中、前方で渋滞停止していた相手方車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を17万3,383円と決定し、和解いたしました。

捜査活動に伴う物損事故につきましては、説明資料の3ページを御覧ください。

平成30年9月3日、美馬警察署員が証拠品の車両を相手方へ返還する際、車止めを外すのを失念して引き渡し、相手方がそのままの状態が発進したことにより車体が破損した物損事故でございまして、県の賠償金額を10万8,847円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございしますが、職員による交通事故につきましては絶無を期すものであり、県警察が組織を挙げて取り組むべき重要な課題として認識し、各種会議などでの指示を含め、実践的な指導教養を行っているところであります。

引き続き、警察職員としての自覚と責任感を持った運転が行えるよう、事故防止に向けた取組を進めてまいります。

山本警務部理事官

私からは、警察施設事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

説明資料の2ページをお開きください。

本年9月4日、本県に上陸した台風21号の暴風により、警察本部が管理する板野郡松茂町所在の職員公舎の屋根瓦が飛散し、付近建物の窓や駐車車両を破損させたものであります。

県の賠償金額については、5件で総額122万5,743円と決定し、和解いたしました。

県警察においては、同種事案の再発防止に向け、更なる維持管理の徹底に努めてまいります。

警察施設事故による専決処分の報告は、以上でございます。

喜多委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

島田委員

私から、幾つか御質問させていただきたいと思えます。

先ほど警察本部長から、阿南警察署管轄のとみおか交番の運用開始予定について、報告がございました。この交番は、周辺の三つの駐在所等を統合して交番化するものと承知しております。他の部局や各自治体でも庁舎や機能の集約化、学校の統廃合などを進めておりますが、それに伴い不要となった施設や土地などの財産は、各地域のコミュニティの場になったり売却するなど、様々な事例がございました。そこで、未利用財産の活用の観点から幾つか質問したいと思えます。

まず一つ目が、とみおか交番は、周辺の向原町、宝田町、見能林町の三つの駐在所を統合して交番化すると承知しておりますけれども、統合後の駐在所の土地や建物の活用方針についてお伺いしたいと思えます。

高橋会計課長

12月に運用を開始するというところで本部長が報告いたしました。この交番は、委員の御質問にもありましたように三つの駐在所を統合して、とみおか交番となり、民間テナントを借り受けて設置するものであります。

統合する向原、宝田、見能林の三つの駐在所の土地と建物は、いずれも県有財産でありまして、これらは我々が県民から託された貴重な財産として、その管理や処分は厳正に行わなければならないと考えております。当面の間は、県警察において管理をいたしまして、今後、有効活用を検討してまいりたいと考えています。

警察として特段、利用目的がない場合は、他部局や自治体のほうに利用目的の照会をかけた上で、まずは公の利用目的を検討し、なければ手続を経て売却という形になるかと考えております。

島田委員

2点目ですが、現在、県警察が管理する施設のうち、売却中も含め未利用となっている施設数と、宿舎や交番であったなどの元々の内訳について、お聞かせ願えたらと思えます。

高橋会計課長

県警察が管理する土地や建物で、未利用となっている遊休財産は幾つかございます。現在利用されておらず、今後も利用価値、計画のない、いわゆる遊休財産については9か所あります。その内訳につきましては、元宿舎の用地が4か所、元交番・駐在所用地が5か所という形になっております。

島田委員

それらのうち、長期間処分されていない財産がどの程度あるのか。また、長期間処理できていない理由についてもお聞かせ願えたらと思います。

高橋会計課長

先ほど9か所が遊休財産であるという答弁をいたしました。この遊休財産のうち、長期間と言いますと5年程度と考えていますが、5年以上処分できていない土地は、徳島市富田橋にあります職員公舎跡地、南沖洲の交番跡地、吉野川市山川町の駐在所跡地の3か所です。南沖洲と山川町の交番・駐在所跡地は建物が残ったままであります。現在も売却手続を行っていきまして、インターネット等を活用した県のホームページでも適宜、売却を公示しております。

今後も引き続き、広報、周知徹底を図って、売却に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

島田委員

さきの9月定例会では、今年度末にも駐在所の統合による交番の設置などの方針を定める旨の答弁がございました。今後も交番・駐在所の統合を進められるものと理解しております。そこで、新たに策定する方針や計画を進めていく中、そういった未利用となる財産の活用や処分の方針について、お伺いしたいと思います。

高橋会計課長

さきの9月定例会で警察本部長が答弁いたしましたが、今年度末にも交番・駐在所機能の在り方、駐在所の統合による交番の設置などの大きな方針を定めまして、その後、具体的な計画を策定、公表したいと考えております。その方針に変わりはありません。

こうした検討の中で、当然、統合となった場合は未利用となる財産が生まれてまいります。先ほど申しましたように、有効活用を考え、いついつという形で売却を行うのではなく、老朽状況等もありますので施設の状況、周辺の治安状況、また交通環境等の地域の情勢を総合的に考えまして、警察官が立ち寄るとか、地域の安全を守る会を中心とした地域安全活動等を行われていると承知しておりますけれども、そうした拠点として利用することも検討してまいりたいと考えております。

当然、利活用の必要がない遊休財産となったものは、県の歳入として売却等の手続を考えております。

島田委員

県財政も非常に厳しい状況が続いております。既存のストックの有効活用や速やかな処分というのは、財政負担軽減の観点からも重要であると認識しております。そこで、県警察におきましても、活用目的があるのであればしっかりと活用していただきまして、ないものは速やかに売却して県の歳入にするなど、貴重な県有財産を有効に活用するよう要望しておきたいと思っております。

最後に、前回の委員会で、飲酒検問を全然していないというような質問をさせていただいたと思っております。最近、かなり飲酒検問をされているようでございまして、いろんな方から、最近急に検問しているなみたいと言われて、見える所でやられているようでございませぬ。年末で、これから忘年会シーズンでありますし、飲酒事故や飲酒運転がないように、これからも引き続き御尽力いただきますよう、要望して終わります。

元木委員

私からは、説明資料のイ、損害賠償（警察施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について、確認させていただきたいと思っております。

まず、この警察官舎の概要及び被害状況についてであります。原因となりました警察官舎の築年数、構造等の概要と被害の具体的な状況について、お伺いいたします。

吉田拠点整備課長

本年9月4日、本県に上陸した台風第21号の暴風により、板野郡松茂町所在の職員公舎の屋根瓦が飛散し、付近建物の窓ガラスや駐車車両を損壊させたものです。損害額は、説明資料記載のとおり、窓ガラスや車両の修繕費等で総額122万5,743円となります。

なお、この公舎は平成6年建築のものであり、4階建ての鉄筋コンクリート造り、飛散した瓦は建築当時に整備のものです。

元木委員

3年に一度、法定点検ということですがけれども、こういった規定に基づき具体的にどのような点検をしていたのか、お伺いいたします。

吉田拠点整備課長

建築基準法第12条第2項により、共同住宅や車庫といった特殊建築物や一定規模の建物については、3年ごとに建築士による点検を行う必要があります。

直近3年間の県警察における点検実施状況は、平成27年度に本部庁舎や宿舎等14か所、平成28年度に車庫・倉庫等20か所、平成29年度に宿舎等27か所を委託業務として実施しております。法令等に定められた内容、方法で実施しており、外壁や屋根の目視又は打診確認、防火設備の開閉確認など、多岐にわたる点検を実施します。

松茂町の職員公舎は、平成27年度に定期点検を実施し、屋根の目視点検を行っております。瓦の割れ等は確認されておられません。

元木委員

目視等により確認されたということでございます。この特殊建築物等の屋根の劣化及び損傷の状況におきましては、調査方法が、必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視による確認又はテストハンマーによる打診などにより確認するとされております。そして、判断基準によりますと、屋根ふき材に割れがあること又は留め金の金物に著しい腐食があることなどと書かれております。

今回、周辺の建物には同様の損傷等は見られなかったということから、コストを抑えながら、目視による確認をより詳細に行い、再発防止に向けた取組につなげていくべきと考えますけれども、この調査方法について、より一層の工夫を施すことは可能であるのかお伺いいたします。

吉田拠点整備課長

徳島市内周辺の宿舍12か所中8か所に瓦を使用しております。瓦を使用した屋根は、広く一般的に普及しており、適正な管理により事故防止を図ります。

なお、点検方法につきましては、法令に基づいた調査方法及び判定を徹底いたします。

元木委員

今回のケースでは、台風などの自然災害による損害賠償ということでございますけれども、この自然災害に伴う事故に関しましては、自治体等の公共団体の判断も異なっているようであります。

県警察が今回、損害賠償責任を負うと判断した理由について、お伺いいたします。

高橋会計課長

御質問は、自然災害における、公の施設が第三者に損害賠償を負わせたことの責任の関係についてであると思っております。

今回、専決処分の場合で約120万円の警察施設事故を上げておりますけれども、これは、国家賠償法第2条に公の営造物の設置又は管理の瑕疵^{かし}に係る賠償責任が定められておりまして、公の営造物の管理の瑕疵^{かし}により他人に損害を生じさせたと判断いたしまして、県はその損害賠償の責任があると判断いたしました。

国家賠償法第2条で賠償責任を負う判断の要件としまして、まず公の営造物であること、いわゆる官庁の施設であることです。2点目は、設置管理の瑕疵^{かし}があること、過失でなく瑕疵^{かし}であります。それで、原因と結果の間に因果関係があることということになります。本件の場合、2点目の設置管理の瑕疵^{かし}があったかなかったかの論点になるものと考えております。

その具体的な判断基準といたしましては、設置管理の瑕疵^{かし}というのは通常有すべき安全性を欠いているということであって、過失の有無は問わないものでありますけれども、こうしたものは個別具体的に判断する必要があると考えております。今回の件で当てはめますと、吉田課長のほうから答弁いたしましたけれど、法令に基づく定期検査は行っていたものの、発生時における周辺の状況を調査しました結果、今回、本件以外に同様の被害を認めなかった。そういうことをもって、当該施設につきましては通常有すべき安全性を欠いていたと判断しまして、賠償責任があると判断したものであります。

元木委員

今回は、幸いにも人的な被害がなかったということでございますけれども、今後、自然災害の激甚化が予想されている中、警察官舎の瓦が人を直撃するというようなことが決してあってはならないと考えておるところでございます。是非、万全の対策を期していただきますようお願いいたします。

それと、今回の議案を見ておりますと、内閣府のほうからEBPMの予算も計上されておられます。その観点からも、職員公舎の管理に関しての県警察の一般的な考え方について、併せてお聞かせいただける範囲で教えていただけたらと思います。

まず、職員公舎の管理に関する、県警察が持たれている課題の把握、また目標の設定については、どうお考えであるのかをお聞かせください。

高橋会計課長

まず、県警察が所管する宿舎、官舎につきましては、徳島県公舎管理規則や警察部内にありますけれども待機宿舎の管理に関する訓令というのがありまして、警察本部の拠点整備課長や警察署長が管理に当たっています。

我々の大きな目標といたしましては、平成27年度に策定した徳島県公共施設等総合管理計画というのがあり、従来の対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換を図るという目的の下、進めているところでありまして、現在、個別計画を立てるための調査をしている状況であります。来年度にも個別計画を策定したいと考えておりますので、その時点において、将来の維持管理や施設整備の関係について、計画的なものを届けてまいりたい。これは、警察の官舎のみならず、警察署や交番・駐在所等も含めてと考えており、その段階において明らかにしていきたいと考えております。

いずれにしましても、今後、維持管理を徹底し、このような事故がないように努めてまいりたいと考えております。

元木委員

予防保全等を進めていただきまして総合管理計画、そしてその先の個別計画を策定していくという目標を設定されているということでございますけれども、この政策手段の比較や検討について、適正管理による入居者や周辺住民の安全確保に向けた検討をどのように行っているのか、お伺いいたします。

高橋会計課長

先般、ブロック塀の問題もありましたけれども、警察は、警察署や交番・駐在所又は宿舎と非常に多くの施設を抱えております。こういう中で、PFI手法による整備やリフォーム、それに伴う前提としまして、統廃合によって施設の総数を抑制するという形で進めております。やはり、治安の問題や古い老朽施設をいち早く解消していこうという前提がありますので、庁舎数、施設数が非常に多く予算の問題もありますが、バランスをもって対応してまいりたいと思います。ハードやソフト部分、ソフト部分は統廃合等になるかと思いますが、総合的に考えてまいりたいと考えております。

元木委員

総合的に考えてということをございました。さきの答弁におきまして、原因と結果の因果関係を明確にしていくという旨のお話をございましたけれども、手段と目標に向けてどういった手段が適切なのかという、手段と目標の因果関係も大切であろうかと思いません。これについては、どういった検討をなされているのかお伺いたします。

高橋会計課長

目標は、やはり老朽施設の解消ということであり、手段につきましては、先ほど言いましたように、統廃合や計画的な修繕、適切な予算の獲得に向けた取組という形になるかと思いません。

したがって、先ほど言いました総合的というのはソフト部分とハード部分、これは手段でありますけれども、それをもって目標である施設の適正な維持管理につなげていくと、このように因果関係を考えていただければと思いません。

元木委員

分かりました。目標を明確にして、その目標達成に向けて手段の検討をしっかりといただいて、住民の方々が満足していただけるような結果の取組につなげていただきたいと思うわけをございます。是非、県民の方々の意見も所々で聞いていただいて、目標の修正といったことも取り組んでいただきたいと思うわけをございます。

最後に、目標達成に向けた効果の測定についての考え方について御答弁を頂きまして、私からの質問を終わらせていただきます。

高橋会計課長

徳島県公共施設等総合管理計画の個別計画をお示しする段階で、どんな形になるかと思っておりますが、当然、我々は税金を使った施策を進めますから、その効果をどういう形で示せるかという答弁は、今は難しいところがあります。個別計画策定の中で、効果測定についても、県民にいろんな形でお示しできるように検討してまいりたいと思っております。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時04分）